

葛卷町農業委員会
第 19 回総会議事録

1 日 時 令和8年1月22日(木) 午後1時39分から午後2時03分

2 会 場 複合庁舎くずま〜る まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 農地の現状変更届の受理について

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第3号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

7 書記（農業委員会事務局）

折 本 誠（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第19回総会を開会します。

本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。14番辰柳推進委員、19番遠藤推進委員、20番端坂推進委員より欠席の申し出がありましたのでお知らせいたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は7番山本委員、8番星野委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月 日	内 容	出 席 者
12月23日	令和7年度いわて農林水産躍進大会 (盛岡市：トーサイクラシックホール岩手)	久保会長職務代理者、明石委員、山本委員、外平委員、辰柳推進委員、外山推進委員、和野
12月24日	岩手県農業公社との契約会（4A会議室）	折本
12月26日	仕事納め式（まき×まきホール）	折本、和野、寺畑
12月29日	一般社団法人葛巻町畜産開発公社忘年会 (もく・木ドーム)	門場会長、折本
1月5日	仕事始め式（まき×まきホール）	折本、和野
	町民憲章制定50周年記念式典・令和8年新年交賀会 (ふれあい宿舎グリーンテージ)	門場会長、久保会長職務代理者、辰柳推進委員、折本
1月8日	農業委員会サポートシステム操作研修会（WEB）	和野、寺畑
1月10日	新農業人フェア（盛岡市：キオクシアアイーナ）	木戸場推進委員
1月15日	葛巻町産業振興協議会第2回委員会（4C会議室）	門場会長
	現地確認（町内）	藤森委員、折元委員、折本、和野
1月16日	いわてポラーノの会理事会 (盛岡市：キオクシアアイーナ)	星野委員

議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出書を5件受理しましたので、ご報告いたします。

1番は、●●●●●●●●●●の●●●●さんが、畑7筆、田1筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

2番は、●●●●地区の●●●●さんが、畑6筆、田2筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

3番は、●●●●地区の●●●●さんが、畑2筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

4番は、●●●●地区の●●●●さんが、畑2筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

5番は、●●●●地区の●●●●さんが、畑8筆、田6筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、1月16日に送付させていただいております。以上でございます。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は2ページをご覧ください。

農地法施行規則第68条第1項の規定により解約等に係る通知書を4件受理しましたのでご報告いたします。

1番は、●●●●地区の●●●●さんが同地区の亡き●●●●相続人代表●●●●さん所有の●●●●字●●●●及び●●●●字●●●●の田6筆、畑2筆の計8筆、計10,448㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和8年1月30日となります。

議案書の3ページをご覧ください。

2番と3番は、●●●●地区の●●●●さんが岩手県農業公社を通して同地区の●●●●●●●●さん所有の●●●●第●●●●地割字●●●●及び●●●●第●●●●地割字●●●●の畑5筆、計13,867㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和8年1月30日となります。

4番は、●●●●地区の●●●●さんが同地区の亡き●●●●●●●●●●相続人代表●●●●●●●●●●さん所有の●●●●第●●●●地割字●●●●の畑1筆、1,204㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和8年1月30日となります。以上でございます。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

次に日程第8、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は10ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

1番は、●●地区の亡き●●●●相続人代表●●●●さん所有の田3筆、畑2筆、計5筆、26,996㎡を●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

2番は、●●地区の●●●●さん所有の田2筆、計3,975㎡を●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

11ページをご覧ください。

3番は、●●地区の●●●●さん所有の畑2筆、計7,987㎡を●●地区の●●●●さんが使用貸借するものです。

4番は、●●●地区の●●●●さん所有の田1筆、803㎡を●●市●●町の●●●●さんが賃貸借するものです。

5番は、●●都●●区の●●●●さん所有の田1筆、2,316㎡を●●市●●町の●●●●さんが賃貸借するものです。

6番は、●●県●●市の●●●●さん所有の田1筆、822㎡を●●市●●町の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第9、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は12ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●地区の●●●●さん所有の田7筆、畑3筆、計10筆、13,834㎡を●●地区の●●●●さんが賃借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第10、議案第3号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められましたので、資料により説明させていただきます。

議案書は14ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更する場合、市町村は農業委員会から意見を聴取することとされており、町から提出された変更計画案について、ご審議いただくものでございます。

15ページをご覧ください。

1農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は、町全体の面積でございます。

次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252haのうち、農用地区域が15,412.83haとなっております。

これは集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。

農用地区域から除外するのは6.66haで、このうち、現況が農地のものが0.99haとなります。

16ページをご覧ください。

農用地区域から除外される6.66haの内訳であります。全て植林案件であり、現況が農地のものが2件で、面積は9,893㎡、現況が農地以外のものが1件で、面積は56,700㎡となっております。

次に案件を1件ずつ説明いたします。

18ページをご覧ください。

1件目ですが、事業計画者は●●市の●●●●●さんで、除外の申請は2筆、64,255㎡です。周りが山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪く、植林し有効活用を図りたいというものです。

19ページの検討表をご覧ください。

申請地は、山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断であり、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われま。位置図は、20ページから21ページに添付しております。

22ページをご覧ください。

2件目ですが、事業計画者は●●●地区の●●●●●さんで、除外の申請は1筆、2,338㎡です。周りが山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪く、植林し有効活用を図りたいというものです。

23ページの検討表をご覧ください。

申請地は山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪いため植林をして有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われま。位置図は、24ページから25ページに添付しております。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

3 番（藤森委員）

現地確認の結果を報告します。積雪により現地を確認することができないため、提出された資料により確認を行いました。いずれの農地も既に原野化していることから、今後、農地としての利用が見込めないものです。また、周辺は山林等に囲まれていることから、除外は妥当と判断しました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第3号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第3号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第19回総会を閉会いたします。